過去3年間の最大値（H21～H23 ）

番号	項目名	基準値	（最大値）大瀬簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値）立川簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値）岡の成簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値）池田簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値）立川第2簡易水道（浄水）			3年間の最大値	（最大値）川登簡易水道（浄水）			3年間の最大値	内子地区簡易水道での3年間の最大値
			H21	H22	H23		H21	H22	H23		H21	H22	H23		H21	H22	H23		H21	H22	H23		H21	H22	H23		
—	色、濁り及び味覚の異常物質		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	一般細菌	100以下であること	3	2	2	3	4	1	3	4	0	1	2	2	15	1100	3100	3100	2	0	5	5	0	0	0	0	3100
2	●大腸菌	検出されないこと	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出	未検出
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下であること	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005	＜0.000005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	0.001	0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下であること	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
9	リン及びその化合物（燐酸ベース）	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	0.42	0.65	0.39	0.65	1.6	2.4	1.5	2.4	0.73	2.4	0.76	2.4	0.98	0.37	0.57	0.98	1.5	1.5	1.6	1.6	0.97	2.7	2.1	2.7	2.7
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下であること	0.06	0.05	0.08	0.08	0.08	0.05	0.08	0.08	＜0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	＜0.05	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.09	0.09	0.09
12	★ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下であること。	0.03	0.03	0.03	0.03	0.18	0.15	0.22	0.22	0.05	0.15	0.04	0.15	0.02	0.04	＜0.02	0.04	0.16	0.11	0.15	0.16	0.03	0.04	0.04	0.04	0.22
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002	＜0.0002
14	★1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下であること	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003	＜0.0003
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること	＜0.06	0.09	0.06	0.09	0.06	0.08	＜0.06	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.1	＜0.06	＜0.06	0.1	0.22	0.19	0.15	0.22	0.12	0.24	0.13	0.24	0.24
21	★クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002	＜0.002
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること	0.01	0.016	0.011	0.016	0.008	0.008	0.008	0.008	0.004	0.008	0.004	0.004	0.021	0.022	0.014	0.022	0.03	0.04	0.02	0.04	0.02	0.023	0.019	0.023	0.023
23	★ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。	＜0.004	0.006	＜0.004	0.006	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	＜0.004	0.008	0.012	0.004	0.012	0.005	0.011	0.005	0.011	0.009	0.011	0.011	0.011	0.012
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	0.003	0.002	0.003	0.003	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.004	0.003	0.002	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.012	0.007	0.012	0.012
25	★臭素酸	0.01mg/L以下であること。	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	0.019	0.026	0.018	0.026	0.024	0.021	0.019	0.024	0.018	0.021	0.017	0.021	0.037	0.034	0.023	0.037	0.044	0.056	0.029	0.056	0.035	0.052	0.038	0.052	0.056
27	★トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	0.006	0.008	0.006	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	0.006	0.008	0.006	0.008	0.011	0.009	0.007	0.011	0.011	0.013	0.009	0.011	0.01	0.018	0.012	0.018	0.018
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.002	＜0.001	0.001	＜0.001	0.002	＜0.001	0.002	0.002	0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	＜0.001	0.001	0.002	＜0.001	0.002	0.002
30	★ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008	＜0.008
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下であること	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	0.017	0.01	0.015	0.017	＜0.005	0.01	0.006	0.006	0.009	0.023	0.021	0.023	0.013	0.021	0.011	0.021	0.011	0.014	0.009	0.014	0.023
32	★フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.2mg/L以下であること。	＜0.02	＜0.02	＜0.01	＜0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	＜0.02	0.03	＜0.01	0.03	0.07	0.09	＜0.01	0.09	0.1	0.09	0.08	0.1	0.09	0.09	0.07	0.09	0.09
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下であること	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	0.05	0.08	0.07	0.08	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03	＜0.03
34	銅及びその化合物	1.0mg/L以下であること	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	0.02	＜0.01	0.02	＜0.01	0.02	0.01	0.02	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01	＜0.01
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下であること	5.3	4.4	4.9	5.3	9.5	6.3	6.9	9.5	4	3.6	4.1	4.1	6.8	3.6	4	6.8	10	8.5	5.8	10	6.9	7.6	6.8	7.6	10
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下であること	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること	5.9	6.5	5.7	6.5	14.8	15.4	14.3	15.4	5.4	6.6	5.7	6.6	5.7	5.4	6.3	6.3	15.6	15.6	11.8	15.6	7.4	8.3	7.2	8.3	15.6
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	49.4	40.4	35	49.4	83.4	76.1	71.9	83.4	44	32.8	41.9	44	80.6	43	24.2	80.6	94.4	86	51.4	94.4	85	111	89	111	111
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること	93	94	96	96	162	142	144	162	83	139	68	139	149	73	68	149	154	144	144	154	129	182	162	182	182
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02	＜0.02
41	●ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001
42	●2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001	＜0.000001
43	★非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005	＜0.005
44	フェノール類	0.005mg/L以下であること	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005	＜0.0005
45	★有機物（全炭素の量） ●有機物（全有機炭素（TOC）の量）	10mg/L以下であること。	0.8	0.7	1.8	1.8	1.4	0.7	0.9	1.4	0.7	0.6	0.9	0.9	0.7	0.4	1.1	1.1	1.4	1.2	1.4	1.4	0.8	0.8	2.8	2.8	2.8
46	ph値	5.8以上8.6以下であること	7～7.7	7.1～7.7	7.2～7.5	7～7.7	6.9～7.3	6.9～7.3	6.9～7.4	6.9～7.4	7.1～7.7	7～7.6	7.4～7.8	7～7.8	6.9～7.5	7.1～8	7.1～7.5	6.9～7.5	7.2～7.7	7.2～7.8	7.2～7.9	7.2～7.9	7.1～7.7	7.1～7.7	7.3～7.6	7.1～7.7	6.9～7.9
47	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	5度以下であること。	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	＜1	3	3	＜1	＜1	2	2	＜1	＜1	2	2	3	1	3	3	＜1	＜1	1	1	3
50	濁度	2度以下であること。	＜0.1	＜0.1	0.1	0.1	＜0.1	＜0.1	0.7	0.7	＜0.1	＜0.1	0.2	0.2	＜0.1	0.2	0.1	0.2	＜0.1	0.2	0.2	0.2	＜0.1	＜0.1	0.3	0.3	0.3

過去3年間の最大値（H21～H23 ）

番号	項目名	基準値	検査回数（法定）	検査回数の減	検査計画（大瀬）	検査予定（大瀬）	検査計画（立川）	検査予定（立川）	検査計画（岡の成）	検査予定（岡の成）	検査計画（池田）	検査予定（池田）	検査計画（立川2）	検査予定（立川2）	検査計画（川登）	検査予定（川登）
—	色、臭い及び味の異常有無															
1	一般細菌	100cc中100cc以下であること	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
2	●大腸菌	検出されないこと。	1回/月	不可	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月	—	1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
7	ヒ素およびその化合物	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
9	リン化物（リン酸イオン）及び縮合リン酸	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	—	1回/3月	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	–	1回/3月
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月
12	★ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
13	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
14	★1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
16	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
18	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
19	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
20	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
21	★クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
22	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
23	★ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
25	★臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
26	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
27	★トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
29	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
30	★ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。	1回/3月	不可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
32	★アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	5分の1	1回/3月	10分の1	1回/年
34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
36	マンガン及びその化合物	0.03mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
37	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
39	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月	—	1回/3月
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
41	●ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
43	★非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下であること。	1回/3月	可	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年	10分の1	1回/年
45	★有機物（全炭素の量）（TOC）の量 ★有機物（全有機炭素（TOC）の量）	10mg/ℓ以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
46	ph値	5.8以上8.6以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
47	味	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
48	臭気	異常でないこと。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
49	色度	5度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月
50	濁度	2度以下であること。	1回/月	可	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月	連続計測していないので不可	1回/月